

令和 8 年 8 月 30 日執行

安芸市議会議員選挙

公費負担のしおり

安芸市選挙管理委員会

目 次

1 公費負担の制度	1
2 公費負担の種類	1
3 公費負担の限度額	1
4 公費負担の前提となる事項	1
5 選挙運動用自動車の使用の公費負担	2
6 選挙運動用ビラ作成の公費負担	3
7 選挙運動用ポスター作成の公費負担	4
8 手続と時期	5
9 候補者届出書類の事前相談	7
10 公費負担フロー図	8
・一般運送契約、自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約	8
・燃料の供給契約	9
・選挙運動用ビラ、ポスター作成	10
＜参考資料＞公費負担制度Q&A	12

1 公費負担の制度

安芸市議会議員選挙における候補者に対して、「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラ作成」及び「選挙運動用ポスター作成」にかかる経費について、一定の条件の範囲内で、契約業者等からの請求に基づき、安芸市が直接業者等へ支払いを行う制度です。

したがって、限度額の範囲内である限り、候補者が業者等に支払いをする必要はありません。なお、「公費負担制度を利用するか否か」は候補者の任意です。

2 公費負担の種類

- (1) 下記いずれかの方式による選挙運動用自動車の使用（詳細は P. 2 を御確認ください）
 - ア 一般運送契約（ハイヤー方式）
 - イ 個別契約（自動車の借入れ・燃料の供給・運転手の雇用）
- (2) 選挙運動用ビラ作成（詳細は P. 3 を御確認ください）
- (3) 選挙運動用ポスター作成（詳細は P. 4 を御確認ください）

3 公費負担の限度額

公費により負担される金額は、それぞれ限度額が定められています。「**限度額を上回る額**」で契約した場合、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うことになります。

契約の際は、候補者と業者等の間で支払い方法等について十分に確認しておく必要があります。

また、「**限度額を下回る額**」で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となります。実際の使用額にかかわらず限度額まで負担する制度ではありませんので御注意ください。

4 公費負担の前提となる事項

- (1) 有償契約の締結
候補者と相手方の業者等との間で、有償契約の締結が必要です。
- (2) 契約書等の作成
契約書等の作成が必要です。
- (3) 契約届出書等の提出（詳細は P. 5 を御確認ください）
契約をした際は、立候補の届出後直ちに、安芸市選挙管理委員会に契約届出書の提出が必要です。その際、(2)で作成した「契約書等の写し」を添付してください。
- (4) 確認申請（詳細は P. 5 を御確認ください）

一部の契約については、当該契約に係る金額又は枚数が、公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受ける必要があります。

(5) 一定の得票数

公費負担は供託物を没収されない候補者のみ受けることができます。安芸市議会議員選挙においては、「得票数が有効投票総数÷当該選挙区の議員定数×10分の1に達する場合」となります。したがって、選挙期日後でないと公費負担を受けられるかどうか確定しませんので、御注意ください。

5 選挙運動用自動車の使用の公費負担

(1) 契約方式

公費負担となる選挙運動用自動車の契約方式は、次のいずれかの方式です。

ア 一般運送契約（ハイヤー方式）

道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との契約であり、燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です（いわゆる「ハイヤー方式」といわれるもの）。

イ 個別契約

自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について個別に契約を締結する方式です。

(2) 選挙運動用自動車の公費負担の限度額

選挙運動用自動車の公費負担の額は原則として、1日あたりの上限単価×最大7日（立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲）で算出します。なお、上限に満たない場合は、実際に要した経費及び日数により算出された額が公費負担の限度となります。

ア 一般運送契約の場合：1日あたりの上限単価は64,500円です。

【公費負担の限度額】64,500円×7日＝451,500円（税込）

イ 個別契約の場合

・自動車の借入れ契約（レンタル方式）

1日あたりの上限単価は16,100円です。

【公費負担の限度額】16,100円×7日＝112,700円（税込）

・燃料の供給契約

【公費負担の限度額】53,900円（税込） 7,700円×7日

※1日あたりの上限額の定めはありません

・運転手の雇用契約

1日あたりの上限単価は12,500円です。

【公費負担の限度額】12,500円×7日＝87,500円（税込）

＜選挙運動用自動車の使用＞

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額（税込）	
1	一般運送契約 （ハイヤー方式）	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金 （1日について1台に限る）	451,500 円 （64,500 円×7日）	1 、 2 の 契 約 い ず れ か を 選 択
2 個 別 契 約	①自動車の借入 れ契約（レンタ ル方式）	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金 （1日について1台に限る）	112,700 円 （16,100 円×7日）	
	②燃料の供給契 約	選挙運動用自動車に供給した 燃料の代金	53,900 円 限度額は 7,700 円×7日 で算出されます	
	③運転手の雇用 契約	選挙運動用自動車の運転に従 事した各日の報酬 （1日について1人に限る）	87,500 円 （12,500 円×7日）	

- ・選挙が無投票となった場合は、告示日（届出日）のみが対象となります。
- ・「自動車の借入れ」には、看板、サイン、スピーカー、アンプ等は含みません。
- ・「自動車の借入れ」、「運転手の雇用」は、候補者と生計を一にする親族との契約は対象外です。

6 選挙運動用ビラ作成の公費負担

選挙運動用ビラ作成の公費負担の額は、1枚あたりの作成単価×作成枚数で算出します。

ただし、公費負担される単価及び枚数にはそれぞれ上限があります。なお、上限に満たない場合は、実際に要した単価及び枚数により算出された額が公費負担の限度となります。

(1) 上限枚数

4,000枚

(2) 上限単価

上限単価は8円38銭です。

【公費負担の限度額】 上限単価 8円38銭×4,000枚＝33,520円（税込）

- ・選挙が無投票となった場合も、枚数・単価それぞれの限度の範囲内の作成費が対象となります。

7 選挙運動用ポスター作成の公費負担

選挙運動用ポスター作成の公費負担の額は、1枚あたりの作成単価×作成枚数で算出します。ただし、公費負担される単価及び枚数にはそれぞれ上限があります。なお、上限に満たない場合は実際に要した単価及び枚数により算出された額が公費負担の限度となります。

(1) 上限枚数

198枚 市内全域のポスター掲示場数(165ヵ所 ※)の1.2倍の数です。

(2) 上限単価

上限単価は選挙区内のポスター掲示場の数によって異なりますが、次の計算式により算出されます。

$(472\text{円} \times \text{ポスター掲示場数 (165ヵ所)} + 50,000\text{円}) \div \text{ポスター掲示場数165ヵ所} = 776\text{円 (切上げ)}$

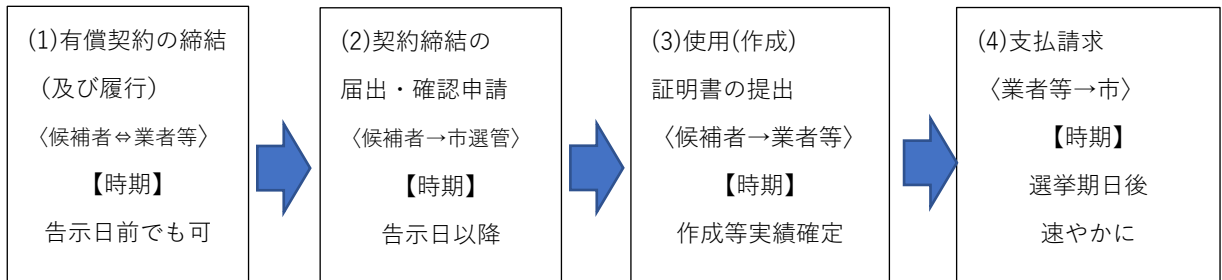
【公費負担の限度額】 上限単価 776 円×198 枚＝153,648 円（税込）

- ・選挙が無投票となった場合も、枚数・単価それぞれの限度の範囲内の作成費が対象となります。

※市議会議員選挙のポスター掲示場の設置数は、165ヵ所を予定しています。

8 手続と時期

手続きの流れ



(1)有償契約の締結（及び履行）【告示日前でも可】

候補者と相手方の業者等との間で有償契約を締結します。相手方はそれぞれのサービス等の提供を職業としている者に限られます。

ただし、選挙運動用自動車の使用の個別契約（自動車の借入れ・燃料代・運転手の雇用）の場合は、職業としていない相手方でも対象となります。

相手方が候補者と生計を同じくする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を職業として行う者でなければ、公費負担の対象とはなりません。

(2)契約締結の届出・確認申請【告示日以降】

契約を締結した候補者は、立候補届出の際に（告示日以降に契約を締結した場合は締結後直ちに）「契約届出書」と「契約書の写し」を、安芸市選挙管理委員会に提出します。

下記アについては契約の届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代・・・公費負担の限度額内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成・・・作成上限枚数内であることの確認

イ 確認申請の方法

- ・「確認申請書」は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・「確認申請書」は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- ・「確認申請書」の写し又は控えを保管するようにしてください。

確認申請を2回以上に分けて行う場合、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があります。

ウ 確認書の受領

- ・申請に基づき安芸市選挙管理委員会から「確認書」を交付します。
- ・受領した「確認書」は、直ちに業者等に提出してください。

「確認書」は、業者等が(4)の支払請求をする際に請求書に添付する必要があります。

＜契約締結の届出・確認申請の際に必要な提出書類＞

公費負担の種類			提出書類（候補者→市選挙管理委員会）		
			契約届出書	契約書の写し	確認申請書
自動車の使用	一般運送契約 （ハイヤー方式）		○	○	不要
	個別契約	自動車の借入れ契約 （レンタル方式）	○ 契約の相手方が候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を職業として行う者に限る	○	不要
		燃料の供給契約 【注意】			○
		運転手の雇用契約			不要
	選挙運動用ビラ作成				○
選挙運動用ポスター作成		○	○	不要	

※○は提出が必要（公費負担制度を利用しない場合、上記の提出は不要）。

《燃料の供給契約についての注意》

燃料の供給契約については、給油の都度、業者等から自動車登録番号又は車両番号（業者等の手書き可）、供給した日付・量・金額が記載された「給油伝票」を受領してください。

「給油伝票」の原本は保管し、写しを(3)の「使用証明書」とあわせて業者等に提出してください。

なお、この「給油伝票」の写しは、業者等が安芸市に対して(4)の支払請求をする際に請求書に添付する必要があります。（給油伝票の詳細はP.11を御確認ください）

(3) 「使用（作成）証明書」の業者等への提出【実績確定後】

候補者は有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、業者等に提出します。

なお、この「使用（作成）証明書」は、業者等が安芸市に対して(4)の支払請求をする際に「請求書」に添付する必要があります。

(4) 支払請求【選挙期日後、速やかに】

経費の請求は、選挙期日後に、候補者と契約を締結した業者等が行います。あらかじめ候補者から業者等に、お支払いまでの手続きの流れを御説明ください。

「請求書」に基づいて、口座振込により市から業者等へ直接お支払いします。振込先の記入誤りを防ぐため、通帳（口座番号、口座名義が確認できる部

分) の写しの提出をお願いします。

《選挙運動費用収支報告書についての注意》

「選挙運動用ビラ作成」及び「選挙運動用ポスター作成」の費用は、公費負担を受けた場合であっても「選挙運動費用収支報告書」に、支出として全額計上（記載）する必要があります。

なお、「選挙運動用自動車の使用」の費用については記載不要です。

＜支払請求の際に必要な提出書類＞

公費負担の種類		提出書類（業者等→市選挙管理委員会）			
		確認書	使用（作成） 証明書	請求書	請求内訳書
自動車 の 使用	一般運送契約 （ハイヤー方式）	不要	○	○	○
	個別 契約				
	自動車の借入契約 （レンタル方式）	不要	○	○	○
	燃料の供給契約 【注意】	○	○	○ 給油伝票の 写しも添付	○
	運転手の雇用契約	不要	○	○	○
選挙運動用ビラ作成		○	○	○	○
選挙運動用ポスター作成		不要	○	○	不要

※○は提出が必要（確認書、使用（作成）証明書は、候補者から業者等に提出したもの）

ア 提出期限

選挙期日終了後速やかをお願いします。

イ 請求書の提出先（郵送または持参）

安芸市選挙管理委員会

ウ 請求書の提出の際の注意

- ・請求書の印鑑は契約書と同じものにしてください。
（法人の場合は代表印）

9 候補者届出書類の事前相談

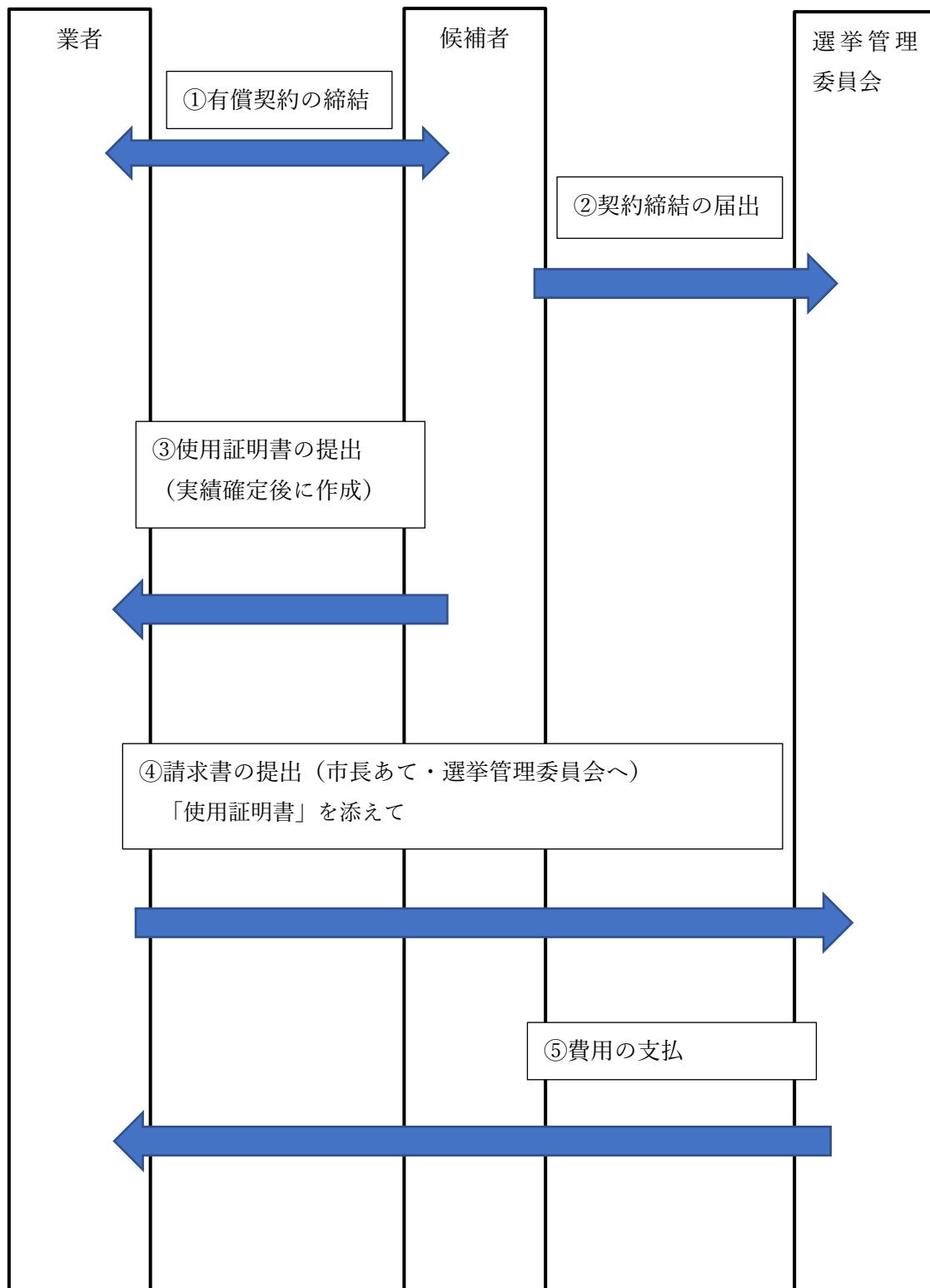
公費負担に関する事務が円滑に行われるよう、事前相談を行います。

事前に、お越しになる日時を御連絡ください。御協力をお願いします。

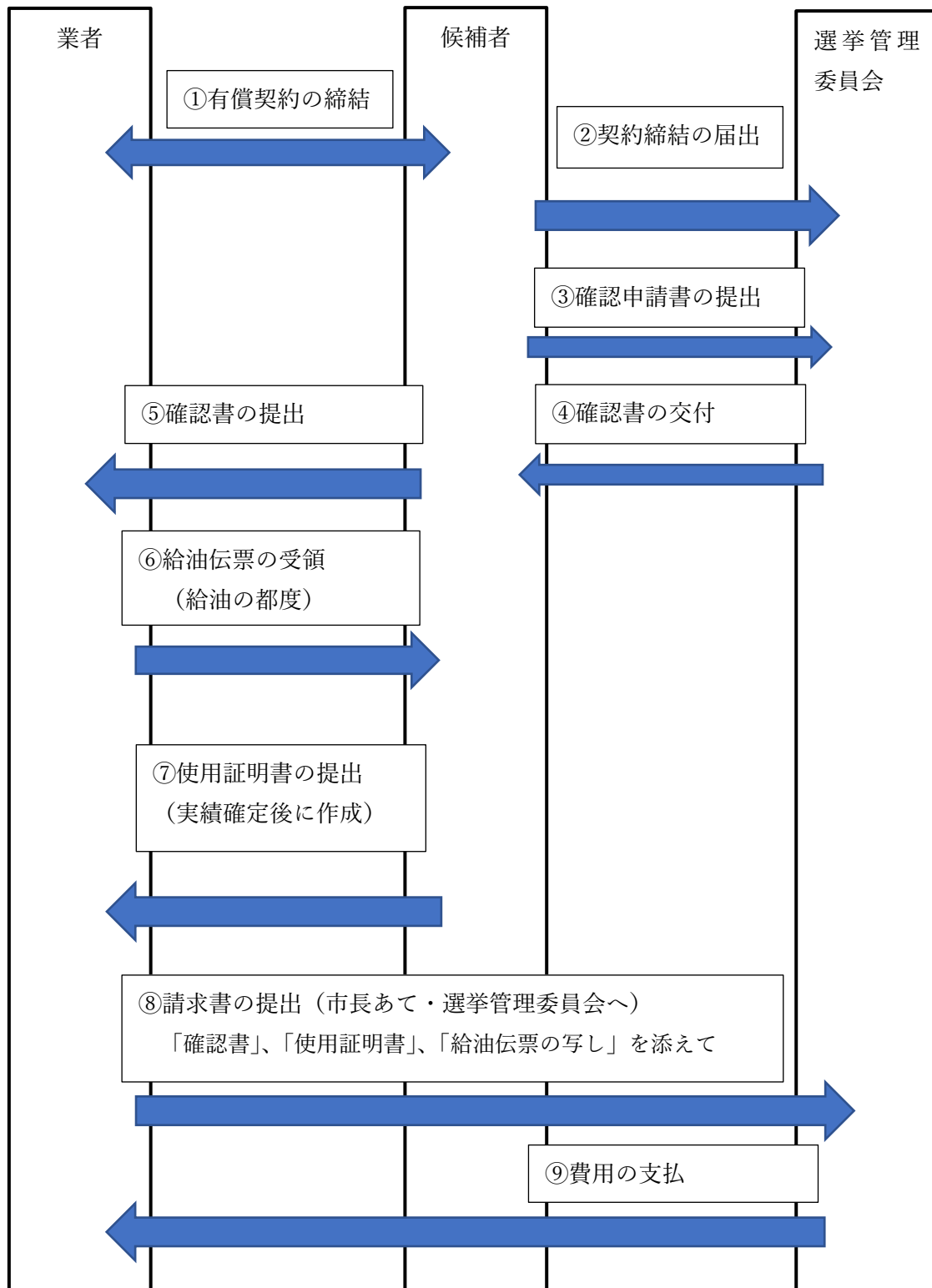
※ 土曜日、日曜日、祝日を除き、毎日午前 10 時 00 分から午後 4 時 30 分
（12 時から 13 時を除く）まで

10 公費負担フロー図

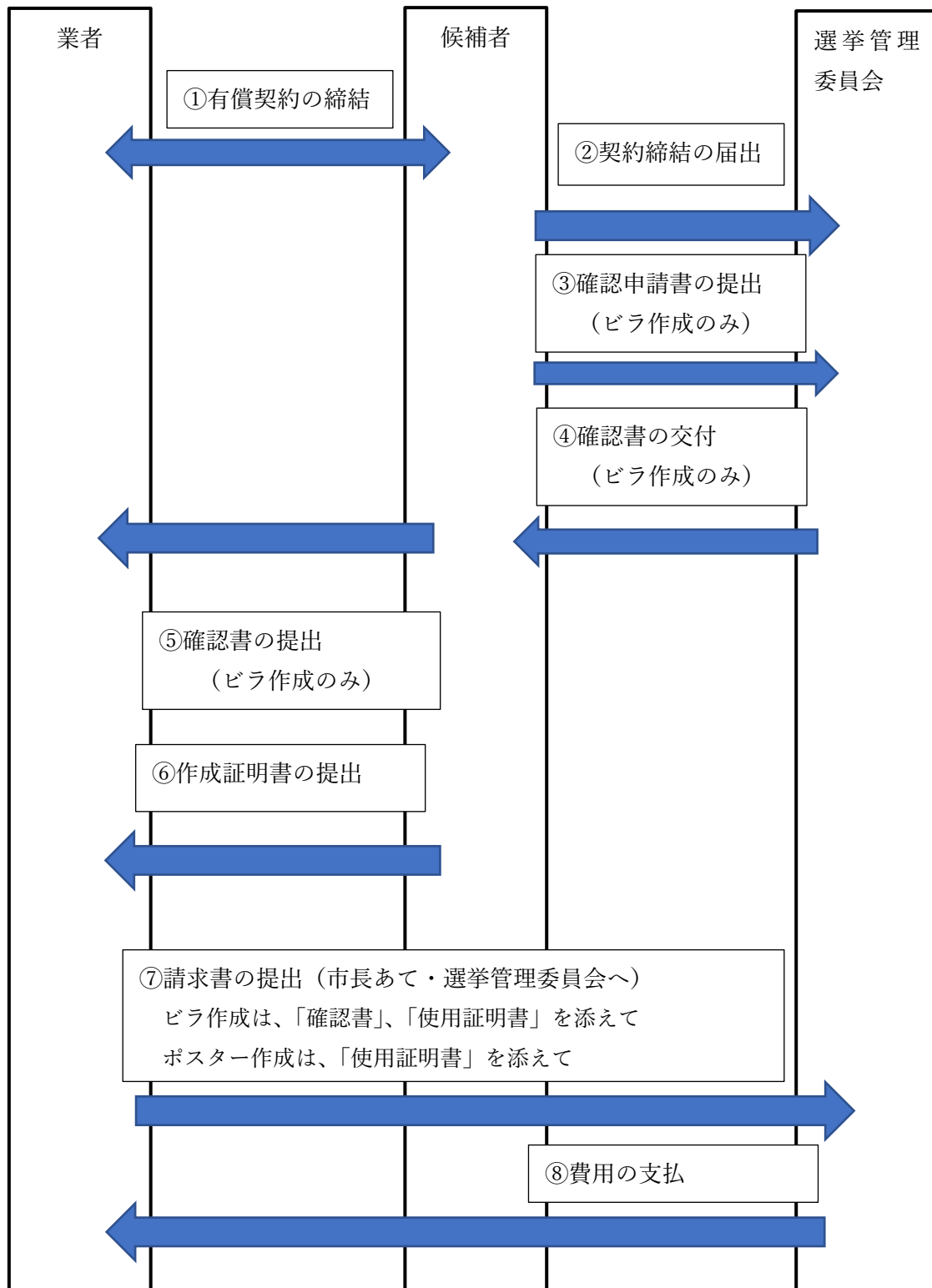
一般運送契約、自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約



燃料の供給契約



選挙運動用ビラ、ポスター作成



公費負担請求に必要な給油伝票の例

給油伝票（納品書）は、電算機での印字か、手書きかは問いません。

あて名に、

- ①燃料の供給を受けた日付
- ②燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号
- ③燃料の供給量
- ④燃料の供給金額

例)

給油伝票 (納品書)
① 令和〇年〇月〇〇日 〇〇 〇〇様 登録番号
② 高知〇〇わ〇〇〇〇
レギュラーガソリン
③ 〇〇. 〇ℓ 単価 170 円
④ 〇, 〇〇〇円
..... 石油（株）

《参考資料》

公費負擔制度 Q & A

【共通】

Q 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

【自動車の借入れ】

Q 選挙運動用自動車として1台、その他に運動員等の移動用に1台借りる場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

その他の自動車は対象となりません。

Q レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象です。

車両本体以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用が含まれているのであれば、「車両本体」と「車両本体以外」の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容等の内訳明細書が必要になります。

Q 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。そのため、選挙運動期間前の借入代金分は、公費負担の対象外となるため、請求できません。

Q 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します（選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。）。

ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られるため、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括契約）を行う場合の契約相手に制限はありますか？

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者」に限られます。

【燃料の供給】

Q 選挙運動が始まってみないと、実際の給油量はわかりません。業者と燃料の供給契約を締結する際、どのような契約内容にしたらいいでしょうか？

A 契約における給油量は、予定量で構いません。

選挙運動期間中における給油予定数量に、1リットル当たりの単価を乗じて得た金額が契約金額となります。

Q 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結し、届出していることが前提です。その場合、2社合わせた金額について、限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

Q 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載（手書き可）されていることが必要です。

【運転手の雇用】

Q 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。

同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか

一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。

法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

【選挙運動用ビラ作成】

Q 選挙運動用ビラには、規格など制約がありますか？

A ・枚数…市議会議員選挙の場合 4,000 枚以内

・種類…2 種類以内

・規格…長さ 29.7cm × 幅 21cm (A4 版) 以内 両面印刷可能

・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

・証紙の貼付…頒布するビラには、市選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか？

A 次の場所において頒布することができます。

・新聞折込みによる頒布

・候補者の選挙事務所内における頒布

・個人演説会の会場内における頒布

・街頭演説の場所における頒布

※各戸への郵送やポスティング（郵便受け等に直接投かん）はできません。

【選挙運動用ポスターの作成】

Q 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか？

A 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A 全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数と実際の契約枚数、限度単価と実際の契約単価とをそれぞれ比較して低い方を掛け合わせたものになります。